

## 令和 5 年住宅・土地統計調査の概要

### 1 調査の目的

現住居とそこに居住する世帯の居住状況、現住居以外で保有する住宅・土地等の実態を把握し、住生活基本計画、土地利用計画などの諸施策の基礎資料を得ることを目的として、5 年毎に実施されます。

### 2 主務官庁

総務省

### 3 調査の対象

令和 2 年国勢調査 調査区の中から、総務大臣が指定する地域から定められた方法により抽出された住宅に居住している世帯。

(堺市内 1,436 調査区、約 25,000 世帯が対象)

### 4 調査の日程 (調査期日：10 月 1 日)

9 月上旬～下旬：調査区域を訪問し、地図及び調査対象世帯の名簿を作成します。

9 月下旬：調査対象世帯へ調査票の配布・記入依頼を行います。

10 月上旬～中旬：インターネット、郵送、調査員への提出のいずれかの方法で回答します。

### 5 調査項目

#### 【住宅等に関する事項】

居住室の数及び広さ、所有関係、敷地面積、構造、建て方 など

#### 【世帯に関する事項】

世帯の構成、年間収入、通勤時間、入居時期 など

### 6 調査結果の利用

国や地方公共団体の住宅関連施策等のほか、学術研究等へも利用

### 7 秘密の保護

調査員は、大阪府知事任命の非常勤特別職の地方公務員です。守秘義務がありますので、調査で知った内容等を漏らすことは、固く禁じられています。また、調査内容を統計以外の目的（税金の徴収など）には使用いたしません。